表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「中部電力関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年十二月十一日までに中部経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号四六〇―八五一〇　名古屋市中区三の丸二丁目五番二号）に到着するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（chubu-denkikochokai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名、「中部電力関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年十二月十一日までに中部経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課に到着するよう申し込むこと。この傍聴の申し込みは、電子メール（chubu-denkikochokai@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込を行った場合は、メールでの申込を有効とする。）。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　意見陳述人が多数の場合は、前記第二号の期日に加え、翌日に続行することとなるが、意見陳述申し込みを行う者は、期日の指定を行うことができない。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

（メールアドレス）

職　業

中部電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年十一月八日

近畿経済産業局長　小林　利典

一　件名　福井市企業局申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年十二月二日　午前十時三十分から

三　場所　福井市企業局　三〇一会議室（福井県福井市大手三丁目十三番地一号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（現行供給約款料金を平均七・六〇パーセント引き上げる。）

2　詳細は、近畿経済産業局のホームページ（http://www.kansai.meti.go.jp/3-9gasjigyo/index.html）に掲載する。また、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課及びガス事業課（大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）並びに福井市企業局（福井県福井市大手三丁目十三番地一号）において、申請者からの申請資料について閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した近畿経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「福井市企業局関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年十一月十八日までに近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五五三　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（kin-gaskochokai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、近畿経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「福井市企業局関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年十一月十八日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五五三　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう申し込むこと。この傍聴の申込みは、電子メール（kin-gaskochokai@meti.go.jp）により行うこともできる。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

近畿経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

福井市企業局申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

広島市南区仁保沖町１番１号**ＭＣＭエネルギーサービス株式会社**本社エネルギーセンターの工場財団に山口県防府市大字西浦字二ノ升864番地ＭＣＭエネルギーサービス株式会社防府エネルギーセンター工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年11月８日

広島法務局